温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令

温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成十八年内閣府、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

第三条第二号中「及び六ふっ化硫黄」を「、六ふっ化硫黄及び三ふっ化窒素」に改める。

第四条第二項中「第十一号」を「第十二号」に、「第十号」を「第十一号」に、「第十二号」を「第十三号」に改め、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一　直近の算定排出量算定期間における三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量

第四条第三項中「第九号」を「第十号」に、「第七号」を「第八号」に改め、同項に次の一号を加える。

十　直近の算定排出量算定期間における特定事業所の三ふっ化窒素の温室効果ガス算定排出量

第五条第一項第一号中「別表第十二」を「別表第十三」に改め、同項第二号中「第八条」を「第八条の二」に改める。

第五条の二第一項第二号ロ中「別表第十二」を「別表第十三」に改める。

第六条第一項第二号中「第十号」を「第十一号」に、「第九号まで」を「第十号まで」に、「同条第二項第十二号」を「同条第二項第十三号」に改める。

第七条第二項中「第十号」を「第十一号」に改め、同条第五項中「第九号」を「第十号」に改める。

第八条中「第十号」を「第十一号」に、「第九号」を「第十号」に改める。

第九条第一項及び第二項中「前条各号に掲げる」を「前条に規定する集計の」に改める。

第十条中「第八条各号に掲げる」を「第八条に規定する集計の」に改める。

第二十二条の次に次の五条を加える。

（電子情報処理組織による申請等の指定）

第二十二条の二　この命令において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項の規定に基づき、同項に規定する電子情報処理組織を使用して行わせることができる申請等は、法第二十一条の二第一項の規定による報告及び法第二十一条の八第一項の規定による提供（次条から第二十二条の五までにおいて「報告等」という。）とする。

（事前届出）

第二十二条の三　電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定排出者は、様式第四による電子情報処理組織使用届出書を特定排出者の主たる事業所の所在地を管轄する地方環境事務所長又は経済産業局長（以下この条において「所轄地方環境事務所長又は所轄経済産業局長」という。）にあらかじめ届け出なければならない。

2　所轄地方環境事務所長又は所轄経済産業局長は、前項の届出を受理したときは、当該届出をした特定排出者に識別符号を付与するものとする。

3　第一項の届出をした特定排出者は、届け出た事項に変更があったとき又は電子情報処理組織の使用を廃止するときは、遅滞なく、様式第五又は様式第六によりその旨を所轄地方環境事務所長又は所轄経済産業局長に届け出なければならない。

4　所轄地方環境事務所長又は所轄経済産業局長は、第一項の届出をした者が電子情報処理組織の使用を継続することが適当でないと認めるときは、電子情報処理組織の使用を停止することができる。

（報告等の入力事項等）

第二十二条の四　電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定排出者は、当該報告等を書面等（情報通信技術利用法第二条第三号に規定する書面等をいう。）により行うときに記載すべきこととされている事項、前条第二項の規定により付与された識別符号及び当該特定排出者がその使用に係る電子計算機において設定した暗証符号（次条において「暗証符号」という。）を、当該電子計算機から入力して、当該報告等を行わなければならない。

（報告等において名称を明らかにする措置）

第二十二条の五　報告等においてすべきこととされている署名等（情報通信技術利用法第二条第四号に規定する署名等をいう。）に代わるものであって、情報通信技術利用法第三条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十二条の三第二項の規定により付与される識別符号及び暗証符号を電子情報処理組織を使用して報告等を行おうとする特定排出者の使用に係る電子計算機から入力することをいう。

（エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係）

第二十二条の六　法第二十一条の十の規定により省エネルギー法第十五条第一項（省エネルギー法第十九条の二第一項において準用する場合を含む。）、第二十条第三項、第五十六条第一項（省エネルギー法第六十九条及び第七十一条第六項において準用する場合を含む。）又は第六十三条第一項の規定による報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分がエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての法第二十一条の二第一項の規定による報告とみなされる場合において、エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）様式第二十三、様式第二十四若しくは様式第二十五又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律の規定に基づく輸送事業者に係る届出等に関する省令（平成十八年国土交通省令第十一号）様式第十四、様式第十五若しくは様式第十六による届出書の提出があったときは、それぞれ様式第四、様式第五又は様式第六による届出書の提出があったものとみなす。

【特定排出者単位の報告】

第1表　特定排出者の全体及び事業分類ごとの温室効果ガス算定排出量

排出年度：＿＿＿＿＿＿年度

番号	事業分類	温室効果ガス算定排出量									
		①エネルギー起源CO_2	②非エネルギー起源CO_2（③を除く）	③廃棄物の原燃料使用に伴う非エネルギー起源CO_2	④メタン	⑤N_2O	⑥HFC	⑦PFC	⑧SF_6	⑨NF_3	⑩エネルギー起源CO_2（発電所等配分前）
—	特定排出者全体	① t-CO_2	② t-CO_2	③ t-CO_2	④ t-CO_2	⑤ t-CO_2					
		⑥ t-CO_2	⑦ t-CO_2	⑧ t-CO_2	⑨ t-CO_2	⑩ t-CO_2					
1	事業の名称										
	細分類番号										
	当該事業を所管する大臣										
		① t-CO_2	② t-CO_2	③ t-CO_2	④ t-CO_2	⑤ t-CO_2	⑥ t-CO_2	⑦ t-CO_2	⑧ t-CO_2	⑨ t-CO_2	⑩ t-CO_2